

## 大船渡市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、大船渡市農地利用最適化推進委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の評価を行うため、大船渡市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2 評価委員会は、委員候補者の評価を行い、意見を農業委員会に報告するものとする。

2 評価委員会は、委員候補者の評価に当たり、推薦され、又は応募した者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法により評価を行うものとする。

### (評価委員)

第3 評価委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

(1) 農業委員会会長（以下「会長」という。）

(2) 農業委員会会長職務代理者

(3) 会長が指名した農業委員

### (委員長及び副委員長)

第4 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、農業委員会会長職務代理者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

### (秘密の保持)

第6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7 評価委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。